

## 債権回収における商事留置権

大江 祥雅  
Yoshimasa Oe

PROFILEはこちら



## 第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた緊急事態宣言などにより経済環境は急激に悪化しています。政府系融資の拡充や雇用調整助成金に関連する支援策など、政府も様々な対応策を講じていますし、各事業者も日々心身をすり減らして事業の維持に努力されているものと思います。

しかし、残念ながら事業者の中には資金繰りを維持することができず、取引先への代金の支払いを遅延したり、場合によっては破産等せざるを得ないところもあると思います。自らの事業維持のためにも債権管理・債権回収に留意しなければなりません。債権回収の1つとして、商事留置権を紹介します。

## 第2 商事留置権とは

留置権は、担保権の1つですが、当事者の合意によって設定される抵当権や質権とは異なり、法律が定める一定の要件が満たされる場合は当事者の合意がなくても認められるものであり、法定担保権と言われています。当事者の合意が不要という点が、留置権の大きな特徴(メリット)です。

留置権には、民事留置権(民法295条)と商事留置権(商法521条)がありますが、商事留置権は、次のとおり、民事留置権に比べて債権回収に有用です。

商事留置権は、商人である債権者が、同じく商人である債務者に対して商行為に基づく弁済期にある債権を有し、債務者の所有する物又は有価証券を占有していれば、債権者は商事留置権に基づいてその物又は有価証券を留置することができます。例えば、

- ① X社は、Y社からの依頼でパソコンの修理をし、修理代金債権を有している。
- ② X社は、このパソコンを既にY社に引き渡している。

③ X社は、その後、Y社から修理のためにカメラを預かっているが、修理未了で、修理代金債権も発生していない。という事案において、X社は、Y社から「修理は不要になったので、カメラを返して欲しい。」と言われても、Y社が弁済期の来ているパソコンの修理代金債権を支払っていなければ、修理代金債権の支払いを盾にこれを拒むことができます。

民事留置権は、商事留置権と異なり、債権者が債務者等の物を占有していても、債権と物が同一の法律関係等から生じたものでなければ(牽連性がなければ)、その物を留置することができず(民法295条)、上記例では、パソコン修理代金債権でカメラの返還を拒むことはできません。返還を拒むことができるのはパソコンだけで、これは既にY社に引き渡してしまっている以上、X社は民事留置権を主張できません。

また、商事留置権は、民事留置権と異なり、破産手続・民事再生手続において別除権として扱われますので、その行使により債権回収を図ることができます(破産法66条1項、民事再生法53条1項)。会社更生手続においても、商事留置権は、民事留置権と異なり、更生担保権として扱われます(会社更生法2条10項)。

## 第3 商事留置権の要件

商事留置権が成立するための要件は、

- (a) 債権者と債務者が共に商人であること
- (b) 債権者が債務者に対して商行為に基づく債権を有していること
- (c) この債権が弁済期にあること
- (d) 債権者が債務者の所有する物又は有価証券を占有していること

ですが、ビジネス上の取引においては、(a)と(b)の要件が

満たされることは多いと思います。

しかし、(b)について、債権者の債務者に対する債権が他人から譲り受けたものであるときは、(b)の要件は満たされません。上記例であれば、X社が、Z社のY社に対するパソコン修理代金債権を譲り受けていたときは、X社は商事留置権を主張することはできません。ただし、X社がZ社から譲り受けた債権が手形や小切手などの流通証券に基づく手形債権や小切手債権の場合は、商事留置権を主張できるとされています(通説)。これは、商人間の取引における信用を保護するという商事留置権の趣旨が、債権を譲り受けた場合には妥当しないものの、手形等の場合には、債務者は、特定の債権者(Z社)に対してのみ債務を負担する意思ではなく、広く手形等の所持人に債務を負担する意思を元々有しているため、商事留置権の趣旨が妥当するからと言われています。

(c)については、弁済期がまだ来ていない時点において、債権者が債務者の窮状、もうすぐ倒産するかもしれないという情報を得たときに問題点があります。債権者と債務者間の契約書において期限の利益喪失に関する条項があり、このような信用不安情報をもって期限の利益を喪失させることができるとされているのであれば、当該条項を使って(c)の要件を満たすことが考えられます。しかし、受発注書のやり取りのみで契約書が作られていないこともあるでしょうし、信用不安情報が噂程度であって客観的な根拠がないこともあるなど、有効に期限の利益を喪失させることができるか不明確なことも少なくありません。この点は個別事案に応じた慎重な検討が必要となります。

(d)の「債務者の所有する物又は有価証券」という要件については、例えば債務者が第三者から預かっている物を債権者が占有しているときや、第三者に所有権留保されている物であるときは、満たされないことになります。また、グループ会社と取引している場合にも(d)の要件を欠く場合があります。グループ会社といえどもそれを構成している個々の会社はあくまで別会社ですので、グループ会社P社に対する債権を

もって、グループ会社Q社から預かっている商品について商事留置権を行使することはできません。なお、債権者が占有を開始した後に債務者がその動産を譲渡した場合は、商事留置権は失われないとされています。実務上、逐一、債務者から預かっている物について所有者が誰かを確認することや、取引関係を確認することは容易ではありませんが、経済環境が悪化しているこのような時には、商流の内容や所有者の確認をしておくことは有用と考えられます。

なお、不動産が商事留置権の目的物となるかという論点がありますが、これについては事業再生・債権管理Newsletter 2018年7月号「債務者所有の不動産を占有している場合の債権回収～不動産を商事留置権の対象と認めた平成29年12月14日最高裁判決について～」をご参照ください。

#### 第4 商事留置権の効力

商事留置権の要件が満たされる場合、債権者は債務者の所有する物又は有価証券を留置することができます。つまり、債権者は、「弁済がなされない限り預かっている物は返さない。」と主張できますので、その物を返還して欲しいと思う債務者からの任意での支払いを期待することができます。実務上、商事留置権が行使された場合、債権者と債務者間で和解が成立しているケースが比較的多いのではないかと思います。

なお、例えば債権者は10万円の債権しか有していないが、1000万円の物(1万円の物1000個)を預かっている場合において、10個しか留置できないのか1000個全部留置できるのかという疑問が生じるかもしれません。この点、債務者が倒産して留置物を正常な価格で処分できず、次に記載する競売によっては二足三文になってしまうおそれがあるなど、留置物の価値を容易に算定できないことも少なくありません。債権額に対してあまりに不均衡に高額な商品については留置権の成立・行使が制限される可能性はあると考えられるものの、不均衡であるから直ちに留置権の成立・行使が制限され

るものでもありません。個別事案に応じた慎重な検討が必要となりますが留置できるケースが多いのではないかと思います。

商事留置権の行使にもかかわらず債務者と和解できなかった場合ですが、債権者は、債務者の了解なく留置物を使用・賃貸したり、これを担保提供することで債権回収を図ることはできませんが(民法298条2項)、留置物を競売することはできます(民事執行法195条)。ただし、債務者が破産する前に行う競売では、債務名義を有する他の一般債権者の権利行使が制限されていないので、競売の代金について他の一般の債権者も手続を経て配当に参加することができ、必ずしも留置権者が優先的な債権回収をできるものではないとされている一方で、債務者が破産した後に商事留置権による競売を行えば、他の一般債権者の権利行使が破産の効果によって制限されて配当に参加できないことから、留置権者が事実上優先的な債権回収ができるとされています(多数説)、競売のタイミングについては留意が必要です。

なお、債務者が破産した後は、商事留置権が特別の先取特権とみなされることから(破産法66条1項)、商事留置権に基づく競売とは別に特別の先取特権に基づく競売も可能ですが、特別の先取特権は民法などの規定による他の債権者の特別の先取特権に劣後するため(破産法66条2項)、必ずしも優先的な債権回収をできるとは限られなくなりますので、注意が必要です。

## 第5 結語

紙面の関係上、本原稿では、商事留置権の要件や効力について、その一部に言及しているのみです。緊急事態宣言により様々な制約があるかもしれませんが、取引先に支払遅滞などが生じたら、商事留置権を始め債権回収の方法等について、弁護士に相談いただければと思います。

新型コロナウイルス感染症が一日でも早く収束し、死者や患者が一人でも少なくてすむことを、また経済への打撃も最小限になればと心より祈念しております。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】